

報告第26号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年9月2日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第15号

專 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年7月8日

つくば市長 五十嵐 立 青

損害賠償額の決定及び和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和8年4月13日 午後5時00分

2 事故発生場所

つくば市高良田元上新田字堤外625番3

3 相手方

(1) 住所 つくば市■■■■■■■■■■

(2) 氏名 ■■ ■■

4 事故の概要

上記場所において、相手方の子がつくば市道1032号線の歩道を自転車で走行中、歩道が陥没していたため転倒し、両手、両膝、左肩及び左肘に擦過及び打撲の怪我を負うとともに制服及び自転車を損傷したもの

5 損害賠償額

金46,623円（過失割合 市90% 相手方10%）

6 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金46,623円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。